

個人の県民税

個人の県民税は市町村民税とあわせて一般に「個人住民税」とよばれており、県が行う行政サービスに必要な経費を、広く県民のみなさんにその能力に応じて負担していただくものです。個人の県民税の課税の計算や徴収は各市町村が市町村民税とあわせて行っています。

● 納める人

毎年1月1日現在で

- 県内に住所がある個人……………均等割と所得割
- 県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人……………均等割

● 納める額

- 均等割……………年額1,800円
- 所得割……………課税総所得金額の4.025%（政令市以外の市町村に住所がある方）
または2.025%（政令市に住所がある方）

神奈川県では、超過課税（水源環境保全税）を実施しています（詳しくは9ページをご覧ください。）。

所得割の税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税総所得金額} \\ \text{(前年の総所得金額－所得控除額)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率} \\ 4.025\% \text{ (政令市以外)} \\ 2.025\% \text{ (政令市)} \end{array}} - \boxed{\text{税額控除額}}$$

- 備考1 退職所得については、退職金が支払われるときに他の所得と区分して課税されます。
2 土地などの譲渡による譲渡所得については、他の所得と区分して課税されます。
3 一定の配当や株式等の譲渡益については、県民税配当割（12ページ参照）または県民税株式等譲渡所得割（13ページ参照）として、課税されます。

▶ 緊急防災・減災のための税制措置（均等割の引上げ）

東日本大震災を踏まえ、地方自治体が緊急に実施する防災・減災施策の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、均等割の税率（標準税率）が1,000円から1,500円に引き上げられています。県では、引上げによる増収分を、県立学校の耐震化や県立公共施設の非常用電源、津波避難施設の整備など、地震・津波対策をはじめ災害に強い安全な地域づくりの財源として活用することにしています。



森林環境税（国税）・森林環境譲与税

地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するために創設されました。

森林環境税は、令和6年度から年額1,000円を個人住民税均等割とあわせて市町村に納めます。税収は、都道府県を經由してその全額が国に払い込まれた後、一定の基準であん分され、森林環境譲与税として市町村および都道府県に譲与されます。

森林環境譲与税は、課税に先行して、令和元年度から譲与が開始されています。

▶ 退職金にかかる県民税

退職金などの退職所得については、退職金の支払いを受けるときに課税され、天引き（特別徴収）されます。

税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{退職所得の金額} \\ \text{(退職手当等の金額－退職所得控除額}^{※1}) \times 1/2^{※2} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率} \\ 4\% \end{array}}$$

- ※1 退職所得控除額 ・ 勤続年数20年以下 40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
・ 勤続年数20年超 70万円×（勤続年数－20年）＋800万円

- ※2 2分の1課税 退職所得については、所得を1/2とすることとされています。
なお、勤続年数が5年以下の法人役員等が支払いを受ける退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額および勤続年数が5年以下の法人役員等以外の者が令和4年1月1日以後に支払いを受ける退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分には適用されません。

● 所得控除（主なもの）

項目	控除額
医療費控除	[医療費－保険などにより補てんされた金額]－[総所得金額等×5%または10万円のいずれか低い金額] (控除限度額 200万円) ＜医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）＞ ^{※1} [特定一般用医薬品等購入費－保険などにより補てんされた金額]－12,000円 (控除限度額 88,000円)
社会保険料控除	支払った金額
生命保険料控除 ^{※2}	① 支払った保険料が、一般の生命保険だけ、介護医療保険だけまたは個人年金保険だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出 (控除限度額 28,000円) ② 支払った保険料が複数ある場合 ①でそれぞれ求めた金額の合計金額 (合計適用限度額 70,000円)
地震保険料控除	① 支払った保険料が地震保険だけの場合 支払った保険料の額×1/2の金額 (控除限度額 25,000円) ② 支払った保険料が平成18年末までに締結した長期損害保険だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出 (控除限度額 10,000円) ③ ①と②両方ある場合 ①と②でそれぞれ求めた金額の合計金額 (控除限度額 25,000円)
配偶者控除	33万円（老人控除対象配偶者 38万円） 合計所得金額が900万円を超えたときから控除額が段階的に減少し、合計所得金額が1,000万円を超えると控除対象外となります。
扶養控除	扶養親族1人につき33万円（特定扶養親族は45万円、老人扶養親族は38万円、同居老親等扶養親族は45万円）
障害者控除	1人につき26万円（特別障害者は30万円） 同居する同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者の場合は53万円
基礎控除	43万円 合計所得金額が2,400万円を超えたときから控除額が段階的に減少し、合計所得金額が2,500万円を超えると控除対象外となります。

※1 医療費控除の特例の適用を受ける場合には、通常の医療費控除の適用を受けることができません。

※2 平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等から適用されます。なお、平成23年12月31日以前に締結した保険契約については、一般保険料控除および個人年金保険料控除（それぞれ限度額35,000円）が適用されます。

● 税額控除（主なもの）

項目	控除の概要
寄附金税額控除	[控除対象の寄附金] ア 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（「ふるさと納税」 [※] ） イ 住所地の都道府県の共同募金会、日本赤十字社支部への寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの ウ 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国や政党等に対するものを除きます。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県が条例で指定したもの エ 特定非営利活動法人に対する寄附金（ウに該当するものを除きます。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県が条例で指定したもの [控除額] ① 基本控除額 [(ア～エの合計額か総所得金額等×30%のいずれか低い金額)－2,000円]×4%（政令市以外の市町村に住所がある方）または2%（政令市に住所がある方） ② 特例控除額（「ふるさと納税」のみに適用） 「ふるさと納税」の寄附金については、①の控除額に加えて、個人住民税（県民税・市町村民税）の所得割額のおおむね20%を限度とした特例控除額が加算され、支払った寄附金の額のうち、2,000円を超える部分が所得税の寄附金控除とあわせて全額控除されます（所得金額や寄附額などの状況により全額が控除されない場合もあります。） ※ 寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するとして総務大臣から指定を受けた地方自治体に対する寄附金のみ、「ふるさと納税」（特例控除）の対象となります。
住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）	住宅の取得等をして平成21年から令和7年までに入居した方について、所得税の住宅ローン控除額を所得税額から控除しきれなかった場合は、その控除しきれなかった額が個人住民税（県民税・市町村民税）から控除されます。 個人住民税からの控除額は、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円） [※] が限度となります。 ※ 平成26年4月から令和3年12月までに入居し、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）が限度となります。

● 申告と納税

1 申告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 給与所得のみの方は申告書を提出する必要はありません。ただし、医療費控除、寄附金税額控除などを受けようとする場合は、期限までに申告書を提出してください。
- (3) 所得税の申告書を提出した場合には、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。

2 納税

- (1) 原則として、市町村から送付される納税通知書によって、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて納めます。
- (2) 給与所得者については、6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から天引きされます。
- (3) 公的年金等に係る年金所得分については、年金の受給月である4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6回に分けて、年金から天引きされます。

▶ 超過課税（水源環境保全税）

県では、平成17年に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、継続的な水源環境の保全・再生に取り組んでいます。

第1期から第3期までに引き続き、第4期（令和4年度～令和8年度）の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、その財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を実施しています。

第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（令和4年度～令和8年度）

1 水源の森林づくり事業の推進

水源地域の森を「緑のダム」にするために、間伐など森の手入れをしています。(62億3,100万円)

2 丹沢大山の保全・再生対策

丹沢大山地域などで、ブナ林再生の取り組みや、シカが増えすぎて下草を食べ尽くさないように管理捕獲をしています。(15億4,600万円)

3 土壌保全対策の推進

低い丸太の柵を設置したり、石を詰めたかご枠を列状に並べたりして、森林の土壌が大雨などで流れてしまうのを防いでいます。(18億2,600万円)

4 間伐材の搬出促進

森の手入れを進めるために、間伐した木の市場などへの運び出しを支援しています。(14億1,100万円)

5 地域水源林整備の支援

地域の森と水を守るために、森の手入れを進める市町村の支援をしています。(33億3,300万円)

備考 ()内は5年間の水源環境保全税充当額

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

地域の川を自然豊かにするために、水辺環境の整備に取り組み市町村を支援しています。(9億4,700万円)

7 地下水保全対策の推進

地域の地下水を守るために、かん養や水質保全に取り組み市町村を支援しています。(5億7,700万円)

8 生活排水処理施設の整備促進

ダム湖や川の水を汚さないよう、下水道整備や合併処理浄化槽の設置を進める市町村の取り組みを支援しています。(45億6,200万円)

9 相模川水系上流域対策の推進

山梨県と共同して、山梨県内の相模川上流域で森の手入れや川をきれいにする対策をしています。(2億1,700万円)

10 水環境モニタリングの実施

森や川の状況を調査して事業効果を測り、県民のみなさんに情報提供をしています。(10億9,500万円)

11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

県民のみなさんの意志を反映しながら、かながわの森と水を守る施策の立案、事業の実施、評価、見直しを進めています。(2億800万円)

● 令和4年度から令和8年度までの税率

区分		県民税		市町村民税	住民税合計
		標準税率	上乗せ率	標準税率	
均等割		年1,500円 (年1,000円)	年300円	年3,500円 (年3,000円)	年5,300円 (年4,300円)
所得割	政令市に住所がある方	2%	0.025%	8%	10.025%
	その他の市町村に住所がある方	4%	0.025%	6%	10.025%

※ 均等割の()内は、東日本大震災の復興財源として、標準税率に500円上乗せする措置(平成26年度～令和5年度)が終了した後の税率

- 税収規模 … 年額 約42億円（5年間で約210億円）
- 水源環境保全・再生のための平均負担額 … 年額 約880円（納税者1人当たり）
- 神奈川県水源環境保全・再生基金

ご負担いただいた税金は特別会計内の基金で管理し、水源環境の保全・再生のための特別対策事業に活用しています。

市町村税 個人の市町村民税

個人県民税とあわせて個人住民税とよばれています。税の仕組みや納税の方法は個人県民税と同じですが、税率が異なります。

● 納める人

毎年1月1日現在で

- 市(区)町村内に住所がある個人……………均等割と所得割
- 市(区)町村内に住所がない個人で、市(区)町村内に事務所、事業所または家屋敷がある者……………均等割

● 納める額

- 均等割……………3,500円(標準税率)
備考 超過課税を実施している市町村については、税率が異なります。
- 所得割……………6%(政令市以外の市町村に住所がある方の標準税率)
8%(政令市に住所がある方の標準税率)

▶ 令和5年度の住民税の計算例

(例) 政令市以外の市町村に住所がある夫婦と子ども2人(妻、長男…高校3年生、長女…中学1年生、いずれも所得なし)の4人家族の場合です(給与収入660万円、社会保険料60万円、生命保険料55,000円)。

A 総収入金額	6,600,000円
B 給与所得控除額	1,760,000円 給与収入の金額に応じて一定の額が控除されます。 (注) 給与収入金額が360万円を超え660万円以下の場合には、給与収入金額の20%に44万円を加えた額が控除されます。
C 総所得金額	4,840,000円(A - B)
D 所得控除額	1,717,750円 〔内訳〕 社会保険料控除額……………600,000円 生命保険料控除額……………27,750円 55,000円×1/4 + 14,000円 (注) 平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約した保険契約で、支払った保険料が32,000円を超え56,000円以下のときの計算です。 配偶者控除額……………330,000円 (注) 妻が70歳未満の場合は330,000円、70歳以上の場合は380,000円が控除されます。 扶養控除額……………330,000円 (注) 16歳以上19歳未満の長男が控除対象となります。 基礎控除額……………430,000円
E 課税総所得金額	3,122,000円(千円未満切捨て)(C - D)
F 所得割額	310,400円(E × 税率 - 調整控除) 〔内訳〕 県民税: 3,122,000円 × 4.025% - 1,000円(調整控除) = 124,600円(百円未満切捨て) 市町村民税: 3,122,000円 × 6% - 1,500円(調整控除) = 185,800円(百円未満切捨て)
G 均等割額	5,300円 〔内訳〕 県民税: 1,800円 市町村民税: 3,500円
H 令和5年度住民税額	315,700円(F + G)

事業主のみなさまへ

個人住民税は所得税と同じく事業主による徴収が必要です。

従業員の方の個人住民税（市町村民税と県民税）は、事業主の方が毎月の給料のお支払いの際に、所得税と同じように給料から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納付していただくことになっています（地方税法第41条、第321条の3）。

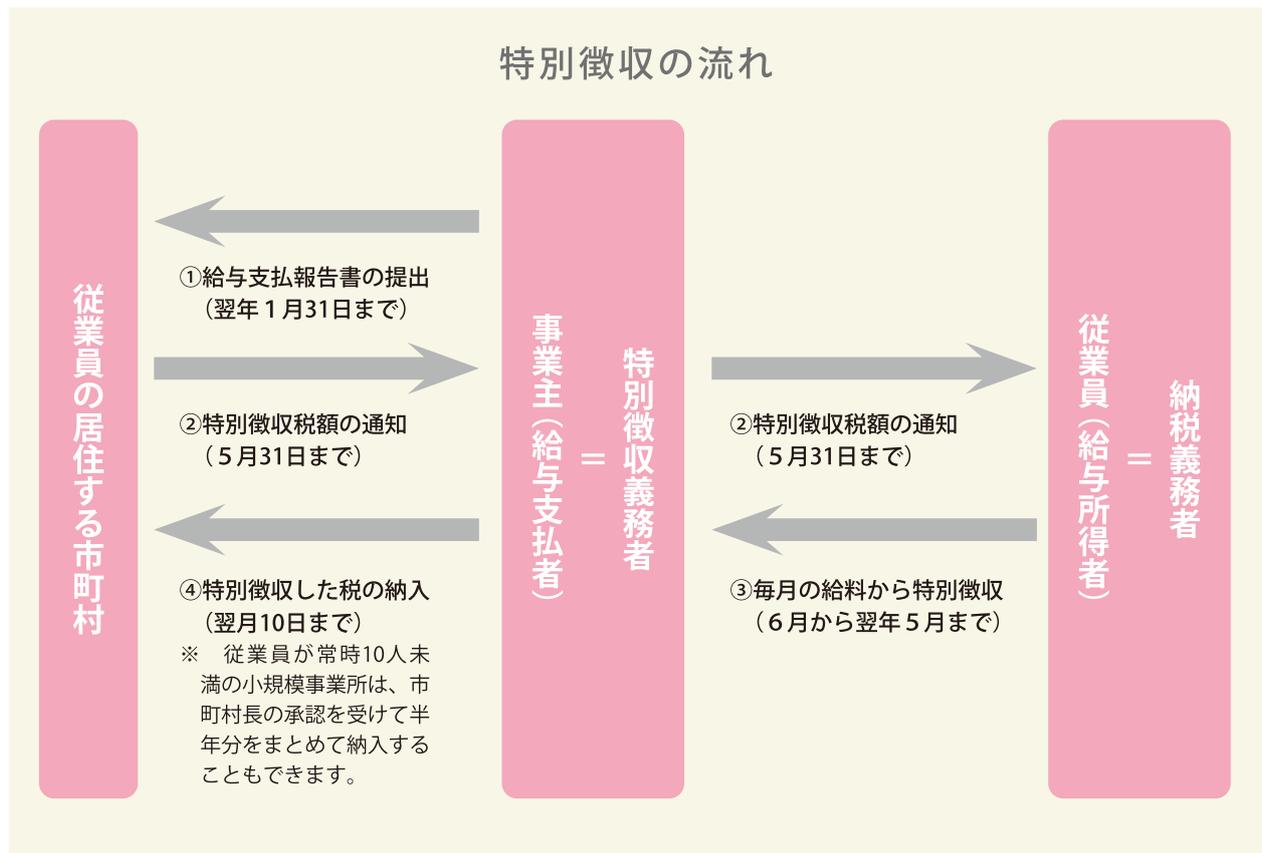
税額計算や年末調整は不要です

所得税の源泉徴収とは異なり、給料から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって、所得税のような税額計算や年末調整は必要ありません。

従業員の方の負担が少なくて済みます

この制度は、従業員の方が金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができます。また、普通徴収（従業員の方がご自分で納付する方法）の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回に分割されますので、1回当たりの負担額が少なくて済みます。

特別徴収の流れ



◆ 手続の詳細については、従業員の方がお住まいになっている市町村の住民税（特別徴収）担当課までお問い合わせください。